

用途ごとの規制（重要文化財等）

- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定により、重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲が規制対象となる。
- 指定場所において禁止される行為

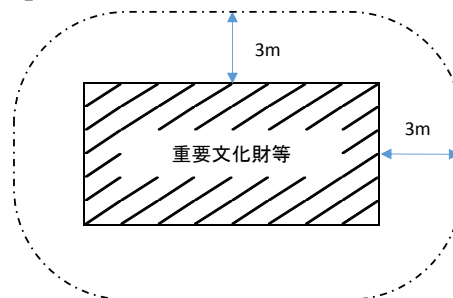
指定場所の用途	禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
	重要文化財等	建造物の内部※1	禁止	禁止
	建造物の周囲※2	禁止	禁止	禁止

※1 重要文化財等として指定されている部分とし、建造物の壁体、内装又は居室の一部のみが指定されている場合にあつては、指定された部分に限る。

なお、重要文化財等として指定されている部分に個人の住居又は銀行、美術館、研修所及び神社の事務所等の部分がある場合には当該部分は除く。

※2 建造物の外周部3m以内の範囲とし、当該建造物の軒又は庇がある場合にあつては、これらの水平投影面積に3mを加えた範囲とする。

【例】

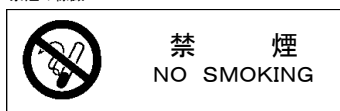


日常的に用いられる火気使用設備器具並びに宗教的行事等で用いられるものは、裸火使用からは除かれる。

3 標識の設置箇所

指定場所	標識	設置箇所
重要文化財等	禁煙	・顧客、入場者、利用者の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込厳禁	

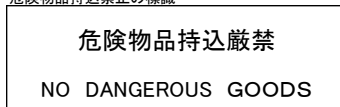
禁煙の標識



裸火使用禁止の標識



危険物品持込禁止の標識



禁煙、裸火使用禁止及び危険物品持込禁止の標識



形状：長方形
短辺：25cm以上
長辺：50cm以上
地：赤
文字：白

（注）
英語表示の追加も可能とする。

4 解除承認の可否

指定場所の用途	禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
	重要文化財等	建造物の内部	可	可
建造物の周囲		否	可	可